

令和 7 年 1 月定例農業委員会

議 事 録

小 城 市 農 業 委 員 会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年1月7日(火) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1 番 松 本 康 博	2 番 香 月 英 昭
3 番 中 村 津多子	4 番 西 村 徳 義
5 番 井 手 悦 郎	6 番 高 塚 和 行
7 番 江 頭 和 夫	8 番 釘 本 勝
9 番 大 屋 博 幸	10 番 古 賀 榮 一
11 番 北 島 英 文	12 番 江里口 勇
14 番 江里口 泰 信	

4. 欠席委員

13 番 秋 丸 政 光

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
- 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
- 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
- 第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 副 島 政 隆 副局長兼庶務係長 真 子 祐 輝

7. 会議の概要

事務局	それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。 本日は令和7年1月の農業委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日は、13番秋丸委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は13名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定によりこの会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお願いいたします。
議長	ただいまから令和7年1月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。 11番北島委員、12番江里口勇委員にお願いいたします。 また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いします。 それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。
事務局	申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は4件でございます。 まず、申請番号1について説明をいたします。 議案資料は1ページから6ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は小城町の北浦地区内にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。
議長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 議案資料は7ページから12ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は小城町須ノ木地区の公民館南にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。
議長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし)

事務局	ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 議案資料は13ページから21ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所は三日月町の大地町地区内にある農地で、申請理由はお酒を造るためのお米を栽培したいので、農地を取得したいとのことでございます。
議長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 議案資料は22ページから27ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号4について事務局より説明) この案件の場所は牛津町の両新村地区内にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。
議長	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明いたします。 資料のほうは28ページから32ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所についてですけれども、三日月町久米のバニーズがある交差点のほうから少し西のほうに入ったところにある農地でありまして、申請人はこの農地のすぐ隣にお住まいですけれども、自宅への進入路が狭く入りづらいということと、来客用の駐車場がないということで今回申請をされています。 被害防除対策ですけれども、現状のまま利用されまして、雨水については地下浸透ということで、生活雑排水の排水はありません。 それと、農地区分と許可基準になりますけど、農地区分は第2種農地ということで、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当すると判断しましたので、

議 長	許可し得ると考えております。
3 番	以上でございます。 この案件については3番中村委員が事前調査をしておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第4条申請事前調査事項の説明を行います。 申請者、申請農地、転用目的については事務局より報告のとおりです。 4、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。 ロ、計画面積の検討についても、利用計画図等により適当であると判断します。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断します。
議 長	ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水はなく、雨水排水は地下浸透ということで、周辺農地への影響はありません。 ホ、その他の特記事項については、令和6年12月25日、現地確認済みです。 以上よろしく御審議のほどお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。 申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は3ページから4ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は6件でございましたけれども、申請番号1番につきましては現時点で関係機関との調整が十分できておりませんで、許可基準などがまだ決定をしておりません。そのため、事務局で保留扱いにさせていただき、来月以降にまた審議をお願いしたいと思いますので、議案書からの削除をお願いしたいと思います。
議 長	それでは、申請番号1は議案書から削除をお願いします。
事務局	申請番号2について、事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 資料のほうは40ページから45ページまでとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明) こちらにつきましては三日月町の北部バイパス沿いにあります久留米運送の東側にあります農地で、転用目的は足場を組み立てる会社の資材の保管場所ということで、現在の保管場所が上右原のほうにありまして、遊水地事業によりまして移転せざるを得なくなったため申請をされています。 被害防除対策ですけれども、1メートルほど盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水については集水して申請地の北側にある水路へ排水されます。生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は第2種農地ということで、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当すると考えておりまして、許可できると考えております。

議 長	説明は以上です。 この案件については2番香月委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
2 番	農地法第5条申請事前調査事項。 1、譲渡人、2、譲受人、3、申請農地、4、転用目的は、先ほど事務局から報告があったとおりです。 5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、池上遊水地事業道路拡幅により使用できない理由により早急に転用する必要が認められる。遅滞なく目的に供されることは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は自然排水により水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理水及び生活雑排水はありません。 その他の特記事項について、令和6年12月25日に現地確認済みです。 令和7年1月7日、農業委員、香月英昭。 審議のほどよろしくお願いします。
議 長 4 番	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 造成地の工場の北のほうに流れるようにはなっておりますけれども、乗り入れ口のところに溜枡を1つ造って排水をするようになっております。造成地内は問題ないと思いますけど、農道のほうに、この絵でいくと側溝が入っておりませんので、造成をしたことによってのり面が埋め立てられると、そこに水がたまるんじゃないのかなと。後もって地元が困るんじゃないのかなと思いますが、側溝あたりはどうなっていますでしょうか。
事務局	まず、排水につきましてですけれども、申請図面を見ましたら、基本的に雨水しかありませんけれども、雨水につきましては全て北のほうに流すというふうな計画で、この真ん中の図面でいいますと左の中央にある溜枡のほうに流れるように造成をされるようにはしてありました。
4 番	造成地の分はそこに流れていくと思うんですが、農道のほうはですよ、今まで田んぼのほうに落ちよったのが落ちらんごとになっけん、通常、宅地造成とかされる場合は側溝を入れられますですね。ここを入れないで、ただ盛土だけして、舗装はされるかどうか分かりませんが、その部分に水たまりができて、後から困るんじゃないのかなと思って質問をしたんですけれども。 通常、宅地造成、開発とかは側溝を入れられますですね。蓋があってもなくてもいいんですけれども。そして、その溜枡のところに持ってくれば別に問題ないんですけど、この絵ではなっていないので、大丈夫かなと思って心配してちょっと質問したところでございます。
事務局	御質問の趣旨はよく分かりました。担当課のほうと再度調整をしまして、事業者のほうに必要であれば指導していきたいと思います。ありがとうございます。
議 長	ほかに何かございましたら。ただいまの説明・報告に対して質疑があればお願いします。もうよろしいですかね。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は46ページから53ページまでとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所ですけれども、三日月町岡本地区の佐賀外環状線の南側にある農地でありまして、転用目的は専用住宅で、実家のそばに住宅を建てて戻ってきたいとのことから申請をされています。

被害防除対策ですけれども、60センチほど盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水については集水して申請地の南側にある道路側溝へ排水、生活雑排水は合併浄化槽により浄化して、同じく南側の道路側溝へ排水されます。

それから、こちらについても12月25日に現地調査に行っておりますが、その際に、排水の件で委員さんのほうから御質問があってございました。今回のこちらの案件についてが、雨水、生活雑排水を全て南側のほうに排水をされるということで、ちょっと勾配が不足しているのではないかとということと、側溝に泥とかがたまっていて逆流するのではないかとということとでちょっと心配をされておりましたので、建設課のほうに確認しました。そうしましたところ、建設課で申請が上がった際には、雨水、生活雑排水は北側のほうに流してはどうかということでアドバイスをしたということでしたけれども、申請者のほうが南のほうに流したいということで、今回このような形になっております。

それから、側溝の件も確認はいたしておりましたが、西側に貸付人の〇〇さんという方がお住まいなんですけれども、こちらのほうの前辺りからは詰まりはないのではということで、田んぼの辺りがもしかしたら側溝が詰まっているかもしれないということで、基本的には地区のほうで清掃をお願いしているので、できれば清掃をお願いしたいということでお話があってございました。

当日の御質問については以上のような回答になります。

最後に、農地区分と許可基準になりますけれども、農地区分は第1種農地ということで、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると考えておまして、許可相当と考えております。

説明は以上です。

議長

この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

6番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽に接続する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

議 長	ホ、その他特記事項について、令和6年12月25日に現地で確認済みです。 令和7年1月7日、農業委員、高塚です。 審議のほうよろしくをお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 資料は54ページから60ページまでとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明) この案件の場所ですけれども、牛津町天満町地区内の住宅に囲まれた農地でありまして、転用目的は住宅団地を開発したいということで申請をされています。 被害防除対策ですが、60センチほど盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水については集水して申請地の西側の水路へ排水です。それから、生活雑排水は公共下水道へ接続をされます。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当すると考えており、許可し得ると考えております。 説明は以上です。
議 長 5 番	この案件については5番井手委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第5条申請事前調査事項。 1、譲渡人、2、譲受人、3、申請農地、4、転用目的は事務局から発表のとおりでございます。 5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は下水道に接続する計画であり、住宅に囲まれた区域でございますので、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できます。 ホ、その他の特記事項、この案件につきましては令和6年12月25日に現地で確認済みでございます。
議 長	令和7年1月7日、農業委員、井手悦郎。 御審議のほどよろしくお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送

事務局	付します。 次に、申請番号５について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号５について説明をいたします。 資料のほうが６１ページから６７ページまでとなります。 （第３号議案 農地法第５条許可申請、申請番号５について事務局より説明） こちらの案件の場所につきましては三日月町樋口地区内にある農地でありまして、転用目的は転用申請農地のすぐ西側にある事業者の方が、現在の事務所が手狭になったために新たに事務所・倉庫・駐車場を建設したいとのことで申請をされています。 被害防除対策ですが、５０センチほど盛土をされますが、周囲はコンクリートブロックを設置されます。排水計画ですが、雨水については集水をしまして申請地の西側にある道路側溝と北側水路へ排水、生活雑排水は公共下水道へ接続をされます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分としては第１種農地ではありますが、周辺の地域において居住する方の業務上必要な施設ということで、集落に接続して設置されるものに該当すると考えており、許可し得ると考えております。 説明は以上です。
議 長	この案件については３番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
３ 番	農地法第５条申請事前調査事項を説明します。 １、譲渡人、２、譲受人、３、申請農地、４、転用目的については事務局の説明のとおりです。 ５、調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断します。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断です。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断します。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、生活雑排水は下水道へ、また、雨水排水については集水枡を設置され、北及び西の水路へ放流することで周辺農地への影響はないと思います。 ホ、その他の特記事項について、令和６年１２月２５日に現地で確認済みです。 以上、御審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号５について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号５は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号６について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号６について説明をいたします。 資料は６８ページから７３ページまでとなります。 （第３号議案 農地法第５条許可申請、申請番号６について事務局より説明） この案件の場所につきましては申請番号１番と同じ農地でありまして、１番の転用面積の残りの部分となります。転用目的は、譲受人の建設会社が現在使用してい

	る資材置場が使用できなくなることから、資材置場を設置したいということで申請をされています。 被害防除対策ですが、現状のまま利用されまして、雨水については地下浸透、生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当し、許可し得ると考えております。 説明は以上です。
議 長	この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
3 番	農地法第5条申請事前調査事項を説明します。
	1、譲渡人、2、譲受人、3、申請農地、4、転用目的については事務局の説明のとおりです。 5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定された理由は適当であると判断します。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用の必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内雑排水はなく、雨水排水は自然流下、地下浸透ということで、問題はないと思います。 ホ、その他の特記事項については、令和6年12月25日に現地確認済みです。 以上、御審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。
	(質疑なし)
	ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手)
	全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
	次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
	についてを議題とします。
	初めに、利用権設定について、申請番号1から申請番号58まで一括して事務局
事務局	から議案の説明をお願いします。
	議案書は5ページから17ページまでを御覧ください。
	農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。
	本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が79筆、利用権の再設定が
	90筆、合計で169筆、総面積は31万4,078.30平米でございます。
	今回の全ての申請について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第
	2号に掲げる全ての要件、すなわち、農用地の全てを効率的に利用して耕作などを行
	うと認められること、また、耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認め
	られることの要件を満たしていると判断しております。
	説明は以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。
	(質疑なし)
	ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認すること
	に賛成の方は挙手をお願いします。

事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1から申請番号58までについては原案のとおり承認することに決定しました。 続いて、所有権移転についてを議題とします。 申請番号601について事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は18ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は5件でございます。 申請番号601について説明をいたします。 申請番号601、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号601について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号601は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号602について事務局から説明をお願いします。 申請番号602について説明をいたします。 申請番号602、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上でございます。 申請番号602につきましては、あっせん委員の8番釘本委員からあっせん結果報告をお願いいたします。
8 番	10月7日、定例農業委員会であっせん委員に指名される。事務局であっせん申出農地の情報を聞く。 10月9日、売渡人の〇〇氏に電話し、条件を確認する。 10月13日、購入者の〇〇さんと会う。〇〇の農地は〇〇万円で購入すると話し、あっせん成立する。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号602について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号602は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号603について事務局から説明をお願いします。 申請番号603について説明をいたします。 申請番号603、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上でございます。 申請番号603につきましては、あっせん委員の8番釘本委員からあっせん結果報告をお願いいたします。

8 番	10月7日、定例農業委員会であっせん委員に指名される。事務局であっせん申出農地の情報を聞く。
議 長	10月9日、売渡人の〇〇氏に電話し、条件を確認する。 10月10日、購入者〇〇に電話する。〇〇、〇〇、2筆を〇〇万円で購入すると話し、あっせん成立する。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号603について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号603は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号604について事務局から説明をお願いします。 申請番号604について説明をいたします。 申請番号604、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上でございます。
議 長	申請番号604につきましては、あっせん委員の6番高塚委員からあっせん結果報告をお願いいたします。
6 番	10月農業委員会であっせん委員に指名される。 19日、所有者と会い条件等を確認する。 20日、耕作者〇〇氏と面談し所有者の意向を伝え、購入の意思確認や今後の作付確認をする。購入の意思はなく、借地耕作についても今期で終了を希望される。 23日、隣接地権者〇〇氏と面談し購入意思がないか確認する。田の形状が三角地で耕作が難しく条件が悪い、10アール当たり〇〇万円なら検討すると言う。 11月2日、所有者へ〇〇氏が10アール当たり〇〇万円で買受したい旨伝え、提示条件で売却意思の確認を得る。 3日、〇〇氏へ、所有者が条件10アール当たり〇〇万円で合意したので、あっせんが成立したことを伝える。また、今後の耕作について購入予定者が耕作すると伝える。 売却等についての今後の日程等の詳細は事務局から伝えるということを伝えました。
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号604について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号604は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号605について事務局から説明をお願いします。 申請番号605について説明をいたします。 申請番号605、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。) 以上です。

議 長	申請番号６０５につきましては、あっせん委員の６番高塚委員からあっせん結果報告をお願いします。
６ 番	あっせん経過報告。 １月の農業委員会であっせん委員に指名される。 所有者と条件等を確認する。所有者は１０アール当たり〇〇万円ということでした。そして、地元の生産組合長や農家の人とこの話をしましたが、なかなか手を挙げる人がいなかったなので、話し合いはできなくなりました。 ところが、１０月頃、事務局より農地を探している人がいるという連絡を受ける。 １０月２６日、三日月町の〇〇氏という人が買いたいということでありました。〇〇氏に会い、話し合いをした結果、１０アール当たり〇〇万円で購入してもよいという回答を受け、その後、所有者に１０アール当たり〇〇万円であっせんが成立したことを伝える。 売却についての今後の日程等の明細は事務局より連絡があることを伝える。 以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０５について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号６０５は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、第５号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は１９ページになります。 第５号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。 本日の審議件数は、売渡希望が２件と貸付希望が１件でございます。 まず、申請番号１について説明をいたします。 資料のほうは７４ページから７７ページです。 申請番号１番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号１について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	全員賛成ですので、申請番号１は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号２について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号２について説明をいたします。 資料のほうは７８ページから８５ページです。 申請番号２番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

事務局	(質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、貸付希望について事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は20ページになります。 資料のほうは最終ページになっています。86ページ、87ページです。 申請番号1番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。) 説明は以上です。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考についてを議題とします。
事務局	事務局から議案の説明をお願いします。 議案書につきましては一番最後の21ページです。 資料については別とじの資料、議案資料(2)というものと、今日、机のほうにお配りした資料を御覧ください。 第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考についてを説明いたします。 まず、これまでの経過を報告しますと、現在、推進委員さんについては小城町と芦刈町で1名ずつ欠員の状態となっておりまして、昨年の11月5日から12月5日を応募期間として市報とホームページで募集の案内を行ったところ、小城町のほうで1名の応募がありました。芦刈町については応募がありませんでしたので、引き続き期間を延長して募集を行っているところです。 応募がありました小城町区域の選考のほうに入りたいと思いますが、欠員1名に対して1名の推薦届出というふうになっていますので、この場で候補者を選考していただきたいと考えております。 資料のほうは、今日お配りした資料を御確認ください。 応募者の概要につきましては、副局長のほうから説明をさせていただきます。
議 長	(応募者の概要について真子副局長から説明) ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。 第6号議案 小城市農地利用最適化推進委員の選考について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 ありがとうございました。 本日、机のほうにお配りしておりました資料につきましては、事務局で回収して廃棄処分したいと思いますので、机のほうに置いたままお帰りいただきたいと思い

議 長	ます。 なお、委嘱につきましては令和7年1月8日付で行いたいと思っております。 以上でございます。 ほかに皆様方から何かございましたら。 (なし)
事務局	ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いします。 次回の日程を御案内いたします。 まず、今月の農地転用の現地調査は1月27日月曜日、13時30分から2-6会議室になっています。 それから、2月の定例農業委員会は2月5日水曜日、13時30分からこちらの大会議室となります。
議 長	以上です。 それでは、以上をもちまして1月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員